

健康保険 任意継続 被保険者 資格取得申出書

下記のとおり任意継続被保険者の資格取得の申出をします。

平成 年 月 日

勤務していた時の 保険証の記号・番号		(記号)	(番号)	
氏 名		(フリガナ)		
生年月日		昭和・平成	年	月
住 所		〒	Tel (日中の連絡先)	
被扶養者の有無		有 ・ 無		
勤務 していた 事業所		名称		
		所在地		
資格喪失年月日 (退職の翌日)		平成	年	月
保険料の納付方法 (申出の翌月から)		保険料は、資格取得月から納付する必要があります。 (資格取得申出書とともに現金書留、または窓口にて納付ください。) なお、申出の翌月分からの保険料は、毎月の納付と前納の方法があります。 次の3つから希望するものを「○」で囲んでください。 毎月納付 6ヶ月前納 12ヶ月前納 (現在の年度の9月分まで前納) (現在の年度の3月分まで前納) ※ 「6ヶ月前納」および「12ヶ月前納」保険料の納付期限は、資格取得年月日属する月末 (月末が休日の場合、その前営業日) となっているため、希望できない場合があります。		

健康保険 被扶養者届 【資格取得時】

任意継続 被保険者の資格取得時に引き続き被扶養者となられる方について記入してください。

※ 資格取得日の翌日以降に被扶養者となられる方は、別途「被扶養者(異動)届」を提出してください。

被扶養者の氏名	生年月日	性別	続柄	職業	年収	同居別居の別	
(フリガナ)	昭・平	年	月	日	男・女	万円	同居・別居
(フリガナ)	昭・平	年	月	日	男・女	万円	同居・別居
(フリガナ)	昭・平	年	月	日	男・女	万円	同居・別居
(フリガナ)	昭・平	年	月	日	男・女	万円	同居・別居

扶養に関する申立書	上記の事実と相違ありません。 資格取得申出者氏名
-----------	-----------------------------

※この届出書は、天災地変等を除き、事業所を退職した翌日から20日以内に申出をしないと無効になります。十分ご注意ください。なお、郵送の場合、この期限までに健康保険組合に到着している必要があります。

(提出先) 東日本プラスチック健康保険組合
〒111-0052 東京都台東区柳橋 1-1-4

「健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書」を提出される皆様へ《大切なお知らせ》

1. 任意継続被保険者になるためには

- ・任意継続被保険者になるためには、以下の条件が必要となります。
 - (1) 退職日（資格喪失日の前日）までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること。
 - (2) 退職日の翌日から20日以内（20日目が土日・祝日の場合は翌営業日）に、健康保険組合へ資格取得申出書を提出すること。（提出期限）
なお、郵送による場合、上の提出期限までに健康保険組合に到着していること。
発送にあたりご注意ください。
 - ・資格取得申出書を提出される際には、資格取得申出書と一緒に、資格取得月の保険料1ヵ月分（提出日が資格喪失日の翌月となる場合は2ヵ月分）を納付してください。
なお、保険料の納付は、郵送（現金書留）か当健康保険組合窓口となります。
- 《窓口にて任意継続被保険者資格取得申出書を提出される方へ》
- ・ 申出者本人の顔写真がわかる公的証明書（運転免許証やパスポートなど）をご提示ください。
 - ・ 申出者本人以外が届出を行う場合、窓口で保険証の交付ができない場合があります。
事前に当組合にご確認ください。

2. 任意継続の加入期間について

- ・任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから2年間となります。ただし、以下の理由に該当する場合は2年を経過する前に、任意継続の資格を喪失することになります。

《資格を喪失する場合》

 - (1) 毎月の保険料を納付期限までに納付しなかった場合
 - (2) 就職等により、健康保険等の被保険者となった場合
 - (3) 被保険者の方が亡くなられた場合
 - (4) 被保険者の方が後期高齢者医療制度に加入された場合

※保険料を前納されている期間は、「国民健康保険に加入する」や「ご家族の健康保険の扶養に入る」などの理由で資格を喪失することはできません。

3. 任意継続の保険料額について

- ・勤務していた時の健康保険料については、事業主と被保険者で折半していましたが、任意継続の保険料については、全額任意継続被保険者の自己負担となります。
- ・任意継続の保険料額は、退職時の標準報酬月額によって決定されます。
- ・任意継続の保険料額については、下記の理由により変更となる場合があります。
 - (1) 任意継続加入中に40歳になり介護保険被保険者に該当した場合（健康保険料＋介護保険料）
 - (2) 任意継続加入中に65歳になり介護保険被保険者に該当しなくなった場合
 - (3) 健康保険料率または介護保険料率に変更された場合
 - (4) 退職時の標準報酬月額が36万円以上の方は、任意継続加入者の標準報酬月額上限である34万円として扱われます。この上限額は毎年4月に見直されますが、これにより標準報酬月額が改正された場合

4. 保険料の納付方法について

《保険料の納付方法については、以下のいずれかの方法により納付してください。》

○ 納付書にて毎月納付していただく方法

- ・月末に健康保険組合より納付書を送付いたしますので、納付書に記載されている「納付期限」までに納付してください。（取扱金融機関等については、納付書にて確認してください。）
- ・「納付期限」は原則として毎月10日となっておりますが、以下の理由により「納付期限」が10日にならない場合があります。
必ず「納付期限」を確認してください。
《納付期限が10日にならない場合》
 - (1) 当該月の10日が土日・祝日の場合（納付期限は翌営業日）
 - (2) 初めて保険料を納付する場合（納付期限は保険者が指定した日）
- ※1 納付書が届かない場合、または紛失してしまった場合は、納付期限前にご連絡ください。
- ※2 納付期限までに保険料が納付されなかった場合は、任意継続の資格を喪失することになります。
- ※3 口座振替はありません。

○ 前納にて6ヵ月分または、12ヵ月分納付していただく方法

- ① 6ヵ月前納を選択した場合
3月から8月に資格取得した場合は、資格取得月の翌月分から9月分までの保険料、9月から翌年2月に資格取得した場合は、資格取得月の翌月分から当該年度の3月分までの保険料を納付することができます。
 - ② 12ヵ月前納を選択した場合
資格取得した際に、資格取得月の翌月分から当該年度の3月分までの保険料を納付することができます。
- ※1 保険料を前納にて納付する場合は、保険料が割引されます。
 - ※2 前納の納付期限は、資格取得年月日の属する月の月末（月末が土日・祭日の場合、その前営業日）となっておりますので、資格取得申出書を提出された時期によっては、前納にて納付することができない場合があります。

詳しくは、業務課適用係までお問い合わせください。
業務課適用係 TEL 03-3862-1055